

会議の名称	第50回座間市個人情報保護審査会会議録		
開催日時	平成26年9月30日(火) 14時00分～15時00分		
開催場所	市役所4階 4-2会議室		
出席者	(委員) 平田会長、飯島副会長、長田委員、齋藤委員、曾根委員 (担当) 消防管理課：名倉課長、鶴巻主幹、福祉長寿課：石井主幹兼長寿係長、中山主幹兼福祉総務係長、佐野主事補		
事務局	文書法制課：小林課長、白井情報公開係長、吉野主査		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 一部公開	<input type="checkbox"/> 非公開
	傍聴人	0人	
議題	1 個人情報保護条例(以下「条例とする。’)第10条第2項第4号の規定に基づく諮問 2 条例第8条第3項の規定に基づく報告事項		
資料の名称	第50回個人情報保護審査会資料		
会議の内容	(会議結果) 1 議題1のうち平成26年9月10日付け座戸発第184号で諮問のあった事項については、個人情報の利用を必要と認める。 2 議題1のうち平成26年9月2日付け座介発第677号で諮問のあった事項については、個人情報の利用を必要と認める。 3 議題2のうち条例第8条第3項の規定に基づき報告された別紙案件については、意見はない。		
	(会議内容) (事務局：課長) 定刻となりましたので、第50回個人情報保護審査会を開催します。議事については、会長に議長とさせていただくこととなっておりますので、よろしく申し上げます。 (会長) それでは、議事の進行につきまして御協力をお願いします。審議事項のうち、諮問事項からお願いします。 (事務局：吉野) 今回は諮問事項が2件あります。1件目は「ア 海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令センター事務」、2件目は「イ いきいき高齢者応援事業」です。詳細説明及び質問に対する回答は、それぞれの担当課職員に行わせます。		

【諮問事項 1】

それでは、資料 1 別表 1 の利用・提供の制限の規定に基づく諮問番号 2 3 5 を御覧ください。

《事務局による諮問事項の説明》

- ・ 情報所管課 — 戸籍住民課
- ・ 情報提供先 — 消防管理課
- ・ 事務の名称 — 海老名市、座間市及び綾瀬市消防通信指令センター事務
- ・ 利用する理由 — 消防通信指令事務はより高度で複雑な災害への対応及び救急サービス等が求められており、特に大規模災害等においては、迅速かつ集中的な広域応援を要請する必要がある。その目的を達成するための地点情報や災害現場での救助活動支援情報として活用するために住民基本台帳に登録された情報の一部を利用提供する。
- ・ 利用する個人情報 — 住民基本台帳に記録されている者の氏名、生年月日、性別、住所、家族構成及び転入転出等の異動情報
- ・ 本人への通知 — 通知省略（条例第 1 0 条第 3 項ただし書の規定類型 3 番）

今回、新しいシステムを導入し、位置情報を消防車に直接転送できるようになったため、より迅速かつ正確な通報地点の特定と出動命令との連携が可能となり、位置情報にその地点の居住者情報を付加して管理することで、火災時の逃げ遅れや独居の方の身分確認など現場の安否確認をより速やかに行うことができる予定です。引き続き、諮問内容の詳細を係長の白井が説明します。

（事務局：白井）消防指令事務の概要を説明しますが、その他の追加資料の確認をお願いします。資料 1 の規約、消防指令センターの建物設計図、資料 3 住基連携システム図及び実際の作業内容が掲載された資料、資料 4 は、今回の諮問事項に係る情報セキュリティポリシーについての実際の手順書と緊急対応手順書です。

それでは、御説明します。今回の消防指令センターの設立については、国が消防業務の広域化を推進する中で、三市による協議会を設置し共同運用することについて議会の可決を得たことによるものです。海老名市柏ヶ谷という場所に新たに指令センターを設置し、単独で三市の消防指令業務を行います。職員は三市それぞれから配置します。

次に個人情報の必要性について御説明します。今までは消防指令業務において世帯主の氏名と住所のみを提供していましたが、今回は世帯全員の氏名、生年月日、性別、家族構成等を提供します。このように提供する項目が増える理由は、指令センターで新たなシステムを導入するに当たり、今回諮問している個人情報を地図情報（位置情報）に事前に落とし込み、その内容を緊急車両に送るようなシステムが構築されるためです。これにより、現場で要救助者の情報を事前に把握することで逃げ遅れを防ぎ、併せて現場の職員の安全性を確保することになります。次に個人情報のデータの取り扱いに関しては、資料3を御覧ください。座間市のパソコンから外部記憶媒体に取り出した情報を指令センターのパソコンに取り込む手順となっております。許可された職員しか入室できない施設であることや、取り込んだ情報は、位置情報に落とし込んだ後、指令センターの住基サーバー及び外部記憶媒体から自動で削除する仕組みであることなどから、情報漏えいの可能性は極めて少ないと考えています。また、データの取出しや取込みについては情報資産の受払簿を作成し、複数の職員が確認する仕組みにします。次に、6番の本人通知省略の理由については、通知を要する対象者が大量であること、また、個人の生命、身体または財産の安全に関わる業務であることから、省略できるものと判断しています。

事務局からの説明は以上です。消防管理課の補足説明はありますか。

(消防管理課：名倉) 補足はありません。

(会長) ただいまの説明に対し、御質問、御意見のある方はどうぞ。

(飯島委員) 全市民を対象としていますか。また、消防車両においてカーナビのような地図情報に住民情報が付加されるということですか。

(事務局：白井) はい、全市民が対象です。事前に住所と地図データの座標を照合させるような仕組みとなっております。

(飯島委員) 更新はどの程度の期間で行いますか。

(消防管理課：鶴巻) 毎月更新する予定です。

(長田委員) 住民情報を一度外部媒体に取り出す理由は何ですか。オンライン回線を通じて転送するほうが紛失等のリスクが無いように思います。

(事務局：白井) 指令センター内のネットワークは独立性を担保しています。三市のシステムと指令センターの指令台のシステムを繋がらないことでお互いのネットワークを侵害しないという大きな利点があります。

(長田委員) 大和市は今回含まれないのでしょうか。

(消防管理課：名倉) 大和市は、県央東部地区四市の消防業務広域化を検討した時期は参加しておりましたが、消防の広域化は行わないという結論に至り、県に報告しました。その後、指令業務の共同化だけでも実現するという協議会を海老名市、座間市、綾瀬市の三市で立ち上げました。大和市は、この協議会の検討段階から参加しておりません。

(会長) 事件や事故など緊急出動事態にだけ、緊急車両に送信されるものですか。また、車両にも住民基本情報の一部が転送されることとなりますが、車両における情報漏えいについてはどのような対策をとる予定ですか。

(消防管理課：名倉) はい、緊急時のみ送信します。また、出動中の緊急車両においては、位置情報画面から特定の操作をして画面を切り替えなければ個人情報を表示することはできません。なお、基本的には職員が車両を離れることはありませんが、現場では立ち入り禁止エリアを設けるため、万一個人情報を表示したまま車両を離れたとしても一般の方が緊急車両内部を覗き込むことはできません。

(長田委員) 消防管理課の個人情報取扱事務登録簿の取り扱う個人情報の項目について、年齢と電話番号を除く理由はありますか。

(事務局：白井) 提供元である戸籍住民課所管の住民基本台帳の情報では、これらの項目を管理していませんので除外します。指令センターのシステムにおいて必要であれば、年齢は生年月日から算出することになります。

(会長) ほかに質問や意見はないですか。ないようでしたら、この件について個人情報の利用提供の必要性を認めるということによろしいですか。

《委員一同 了承》

《消防管理課 退席》

【諮問事項2】

(会長) では、次の諮問事項の審議に移ります。

(事務局：吉野) 諮問事項2件目について説明します。資料別表1の利用・提供の制限の規定に基づく諮問番号236を御覧ください。

《事務局による諮問事項の説明》

- ・ 情報所管課 — 介護保険課
- ・ 情報提供先 — 福祉長寿課
- ・ 事務の名称 — いきいき高齢者応援事業
- ・ 利用する理由 — 当該事務を実施するに当たり、介護保険の被保険者から対象者を抽出するため

- ・ 利用する個人情報 — 介護保険の被保険者のうち90歳以上でかつ一定の期間（5年、10年、15年間）介護保険サービスを利用していない者の氏名、生年月日、性別、住所、介護保険サービス利用年月日、介護保険料の滞納状況
- ・ 本人への通知 — 通知省略（条例第10条第3項ただし書の規定類型4番）

「介護保険料賦課徴収事務」の登録簿は、個人情報の項目名に登録漏れがあったため、今回の諮問に併せて一部見直しています。

事務局からの説明は以上です。補足説明は、福祉長寿課の担当者が行います。

（福祉長寿課：石井）一定の期間にわたり介護サービスの利用がないなど、健康に過ごしている高齢者が、引き続き健康な状態を維持し、健康への意欲を高めていただくという目的で今回の事業を計画しました。

（会長）90歳以上の方は、市内に何人いるのですか。

（福祉長寿課：中山）平成26年3月末現在で約1,000人です。

（長田委員）これは、市の独自事業ですか。

（福祉長寿課：中山）はい。

（長田委員）今回の福祉長寿課の個人情報取扱登録簿の取り扱う個人情報の項目について、心身の状況は介護保険料の滞納の有無なども審査に必要な基準かどうかということですか。

（福祉長寿課：中山）はい。

（長田委員）登録される項目から判断すると、介護サービスを利用していないが、心身の状態が悪い方は対象外となる制度ということですか。

（福祉長寿課：中山）はい。障害者施設に入所している方や長期入院している方は今回の基準には合致しません。あくまでも健康な方を対象としています。

（会長）実際の対象者数を教えてください。

（福祉長寿課：中山）はい。今年度は90歳以上の方が39人、95歳以上の方が224人、合計で263人です。なお、来年度以降の対象者が減るのは、初年度の救済措置としまして、91～94歳の方を90歳の方と同様に対象とするためです。

(長田委員) この事業は本人の申請に基づくものですか。

(福祉長寿課：中山) 最初に介護保険課からのデータを基に対象候補者を抽出し、本人に調査票と申請書を送付します。現在の健康状態や、入院しているか否かなどの審査に必要な事項を調査票で申告していただき、申請書に添えて提出していただきます。それらを基に審査して、対象者を確定します。

(会長) ほかに質問や意見はないですか。ないようでしたら、この件について個人情報利用提供の必要性を認めるということよろしいですか。

《委員一同 了承》

《福祉長寿課 退席》

【報告事項】

(会長) 続いて個人情報取扱事務登録簿の新規と変更の報告をお願いします。

《事務局報告》

(会長) ありがとうございます。御質問、御意見がある方はどうぞ。

(長田委員) 変更報告の5件目、福祉長寿課の臨時福祉給付金に関する事務の登録簿に追加になった「支援決定期間」とはどのような内容ですか。

(事務局：白井) DVなどの支援対象者には、戸籍住民課から氏名、住所などのほか、支援措置の決定を受けた期間の情報が 있습니다。

(会長) ほかに質問や意見はないですか。ないようでしたら、個人情報取扱事務登録簿の報告事項は終了します。

【その他】

(会長) その他の事項として事務局から何かありますか。

(事務局：小林) 以上でございます。

(会長) それでは、本日の審査会を閉会します。次回は2月に開催する予定です。

《閉会》

連番	登録 担当課	登録 番号	事務の名称	登録 年月日	開始等 年月日	区分	収集先、収集方法	個人情報を取り扱う理由	利用課、提供先
1	特定政策推 進課	0109-109	座間市公共施設活用指針の策 定についてのパブリック・コ メント	平成26年 8月1日	平成26年 9月1日	固有	本人	提出された意見について疑義が生 じた場合の確認のため。	なし
2	市民協働課	0401-137	座間市指定NPO法人制度（仮 称）についてのパブリックコ メント	平成26年 6月23日	平成26年 7月15日	固有	本人	提出された意見について疑義が生 じた場合の確認のため。（座間 市協働まちづくり条例第8条第 4項によるもの）	なし
3	安全防災課	0404-132	迷惑電話チェッカー貸出しに関 する事務	平成26年 9月17日	平成26年 9月22日	固有	本人、本人以外（代理 人）	迷惑電話チェッカー貸出しモデル 事業の申込みを受け付け、貸し 出し、貸出し状況を管理するた め	神奈川県が締結し た迷惑電話チェ ッカー貸出し事 業者
4	介護保険課	0607-161	口腔機能向上及び栄養改善事業 に関する事務	平成26年 9月12日	平成25年 4月1日	固有	本人、本人以外（教室 等担当非常勤職員、 地域包括支援センタ ー職員）	教室等を参加者の特性に合わせて 安全に実施するため。教室等の 実施後に、地域包括支援センタ ーが電話・訪問等で継続的な支 援を行うため。	地域包括センター

連番	登録 担当課	登録 番号	事務の名称	登録 年月日	開始等 年月日	区分	収集先、収集方法	個人情報を取り扱う理由	利用課、提供先
5	子育て支援 課	0703-123	子ども・子育て関連3法に係る 放課後児童健全育成事業関係 条例（素案）についてのパブ リックコメント	平成26年 6月26日	平成26年 7月1日	固有	本人	提出された意見について疑義が生 じた場合の確認のため。（座間 市協働まちづくり条例第8条第 4項によるもの）	なし
6	保育課	0704-113	子ども・子育て関連3法に係る 条例（素案）に関するパブリ ックコメントに関する事務	平成26年 6月26日	平成26年 7月1日	固有	本人	提出された意見について疑義が生 じた場合の確認及び回答のた め。（座間市協働まちづくり条 例第8条第4項によるもの）	なし
7	都市計画課	0801-145	都市再開発法に基づく事務手続	平成26年 6月25日	平成26年 6月30日	固有	本人	再開発事業に係る公告及び借地権 の申告に関する事務手続のため	当該再開発事業に おける再開発組 合設立発起人
8	都市計画課	0801-146	キャンプ座間返還跡地住居表示 （原案）の公表に伴うパブリ ックコメント（意見公募手続 き）に関する事務	平成26年 7月18日	平成26年 9月1日	固有	本人	提出された意見について疑義が生 じた場合の確認のため。	なし
9	建築住宅課	0803-126	借上型市営住宅募集に関する事 務	平成26年 9月1日	平成26年 9月16日	固有	本人以外（神奈川県警 察本部、収納課、固 定資産税課）	借上型市営住宅の事業者審査	なし

連番	登録担当課	登録番号	事務の名称	登録年月日	開始等年月日	収集先、収集方法	個人情報を取り扱う理由	利用課、提供先	変更・廃止理由
1	固定資産税課	0205-101	固定資産税及び都市計画税の課税事務	平成12年2月28日	平成26年9月1日	本人、本人以外（法務局、収納課、戸籍住民課、建築住宅課）	課税対象となる土地・家屋・償却資産について現地調査等を行ったり、納税義務者に納税通知を送送するため	収納課、市民協働課、安全防災課、国保年金課、建築住宅課、道路課、下水道課、都市計画課、公園緑政課、農政課、農業委員会事務局、消防総務課、予防課、教育総務課、戸籍住民課、広報広聴人権課で利用	利用する範囲に子育て支援課を追加
2	介護保険課	0607-113	介護保険料賦課徴収事務	平成12年8月4日	平成26年6月16日	本人以外（市民税課、戸籍住民課、生活援護課、国保年金課、水道経営課）	介護保険料の賦課額を算定し徴収するため	市民税課、戸籍住民課、医療課、国保年金課、福祉長寿課、生活援護課、水道経営課	登録簿見直し
3	介護保険課	0607-119	介護保険料特別徴収事務	平成12年8月4日	平成26年6月16日	本人以外（国民健康保険団体連合会、国保年金課、医療課）	介護保険料の賦課・徴収のため	市民税課	登録簿見直し

連番	登録担当課	登録番号	事務の名称	登録年月日	開始等年月日	収集先、収集方法	個人情報を取り扱う理由	利用課、提供先	変更・廃止理由
4	介護保険課	0607-130	介護保険の要介護認定審査・判定事務	平成12年2月28日	平成26年6月16日	本人以外（戸籍住民課、医師、居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型施設）	要介護認定審査・判定のため	福祉長寿、障がい福祉課、水道経営課、下水道課	登録簿見直し
5	福祉長寿課	0701-152	臨時福祉給付金の支給に関する事務・子育て世帯臨時特例給付金給付事務	平成26年2月10日	平成26年9月11日	本人、本人以外（戸籍住民課、市民税課、健康づくり課、生活援護課、子育て支援課、障がい福祉課、官公庁、日本年金機構、職員課）	臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金を対象者に支給するため	生活援護課	個人情報の項目「支援決定期間」の収集を新たに開始
6	子育て支援課	0703-104	ひとり親家庭等医療費助成事業	平成12年2月28日	平成26年6月30日	本人以外（市民税課、医療課、水道経営課、下水道課）	助成条件にあっているかどうかを確認し、医療証等を郵送するため	医療課、保育課、水道経営課、下水道課	登録簿見直し

連番	登録担当課	登録番号	事務の名称	登録年月日	開始等年月日	収集先、収集方法	個人情報を取り扱う理由	利用課、提供先	変更・廃止理由
7	建築住宅課	0803-117	市営住宅維持管理に関する事務	平成12年2月28日	平成26年9月16日	本人、本人以外（固定資産税課）	市営住宅の維持管理上の契約、通知、借上料の支払をするため。	なし	新規事業開始（借上型市営住宅募集に関する事務）に伴う追加
8	水道経営課	1301-104	水道料金減免事務	平成12年2月28日	平成26年6月16日	本人、本人以外（市民税課、戸籍住民課、国保年金課、介護保険課、障がい福祉課、子育て支援課、生活援護課）	水道料金の減免申請について審査し、決定及び通知する。	国保年金課、介護保険課、障がい福祉課、子育て支援課、生活援護課	登録簿見直し
9	水道経営課	1301-114	水道料金の徴収事務	平成12年2月28日	平成26年10月1日	本人、本人以外（戸籍住民課、金融機関、水道料金徴収等業務委託の受託者）	水道使用者等に対し、水道料金等を請求する。	下水道課、収納課、市民税課、国保年金課、戸籍住民課、介護保険課、水道料金収納金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、税務機関、捜査機関	事務の変更

連番	登録担当課	登録番号	事務の名称	登録年月日	開始等年月日	収集先、収集方法	個人情報を取り扱う理由	利用課、提供先	変更・廃止理由
10	下水道課	1303-102	下水道使用料減免事務	平成 12 年 2 月 28 日	平成 26 年 6 月 16 日	本人、本人以外（市民税課、戸籍住民課、国保年金課、介護保険課、障がい福祉課、子育て支援課、生活援護課）	減免条件にあっているかどうかを確認し、決定・通知する。	国保年金課、介護保険課、障がい福祉課、子育て支援課、生活援護課	登録簿見直し